

障害者支援事業の活用方法について

令和6年9月18日

学 長 裁 定

愛媛大学修学支援指定事業に関する細則第3条第2号に定める障害者支援事業の具体的な活用方法は、次に掲げるものとする。

- 1 合理的配慮の提供に係る人件費及び謝金
 - ・カウンセラーや支援スタッフの雇用
 - ・手話通訳などの専門職の外注
 - ・スタッフの研修に係る旅費及び参加費
 - ・教職員向けの研修に係る費用 等

- 2 合理的配慮の提供に係る機器等の購入
 - ・文字通訳の支援に使用するノートPC、タブレット、音声認識ツール、専用マイク
 - ・字幕入れ作業に使用するメディアPC
 - ・映像配信支援に使用するカメラ、ケーブル
 - ・視覚障害の支援に使用する点字変換機 等

- 3 合理的配慮の提供に係るシステムの運用、開発
 - ・支援者調整システム
 - ・支援者勤務管理システム
 - ・字幕入れ申請システム
 - ・面談調整システム 等

- 4 合理的配慮の提供に必要な支援者の養成
 - ・支援者養成講座の開講、必要物品購入 等

- 5 合理的配慮の提供に係る施設整備、改修等
 - ・スロープ、点字ブロック等の設置
 - ・障害者用トイレの改修
 - ・特別な試験室の整備 等